

子供食堂等居場所支援事業実施要綱

令和8年6月25日付8福祉子家第164号決定

(目的)

第1条 本事業は、地域の実情に応じた「子供の居場所」をつくり、食事の提供や親の養育支援を行う取組等を通じて、地域全体で子供や家庭を支える区市町村の取組を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村が認めた者へ委託又は補助を行うことができる。

(事業内容)

第3条 本事業は、以下の各号に掲げる内容を実施するものとする。

(1) 子供食堂事業

本事業の実施主体は、地域の子供やその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組を行う。

会食形式による子供食堂の開催や配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる取組を実施する。

なお、実施に当たっては、別紙1に定める事業を行うものとする。

(2) 居場所支援（地域型）事業

次のアの事業を実施するものとする。イからオまでの事業については実施した場合、別途加算の対象とする。

なお、実施に当たっては、別紙2に定める事業を行うものとする。

ア 居場所の提供事業

イ 子供に対する学習支援事業

ウ 長期休暇時等食事提供事業

エ オンラインを活用した居場所参加促進事業

オ 体験・交流の提供事業

(3) 居場所支援（拠点型）事業

次のア及びイの事業は、必須で実施するものとする。

また、ウ、エ及びクの事業は、選択して一つ以上実施するものとする。オ、カ及びキについては実施した場合、別途加算の対象とする。

なお、実施に当たっては、別紙3に定める事業を行うものとする。

ア 居場所の提供事業

イ 親に対する養育支援事業

- ウ 子供に対する学習支援事業
- エ 食事提供等の生活支援事業
- オ ブランチ運営事業
- カ 長期休暇時等食事提供事業
- キ オンラインを活用した居場所参加促進事業
- ク 体験・交流の提供事業

(留意事項)

第4条 効果的な支援を実施するため、子供家庭支援センター等の関係者間で必要に応じ、情報共有するよう努めること。

それに伴い個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から事前に同意を得ること。

なお、事業を委託する場合は、上記の旨を委託先との契約において明確に定めること。補助により本事業を実施する場合においても、補助条件に明記するなどの方法で明確に定めること。

また、事業を実施する際に、特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託及び補助事業の実施対象者とはしないものとする。

(費用)

第5条 本事業に要する費用の一部について、東京都（以下「都」という。）は別に定めるところにより区市町村に補助するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都が別途定める。

附 則（令和8年6月25日付8福祉子家第164号）

この要綱は、令和8年6月25日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

1 実施方法

原則として、月に1回以上、定期的に子供食堂を会食形式で開催すること。配食や宅食を実施する場合には別途加算の対象とする。ただし、配食や宅食の実施回数については、この限りではない。

2 実施体制

- (1) 子供又はその保護者（以下「参加者」という。）が1回当たり合わせて10名以上参加できる規模で開催すること。ただし、配食や宅食の実施規模については、この限りではない。
- (2) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (3) 事業の規模に応じて、必要なスタッフ体制を確保すること。
- (4) 本事業で提供する食事は、原則として子供食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した、栄養バランスのよいものとする。

なお、食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。

- (5) 所在地の区市町村が開催又は関与する、子供食堂や子供・家庭の支援に関わる他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること。連絡会の参加者、開催回数は地域の実情により区市町村が定めるものとする。
- (6) 区市町村は、子供食堂のスタッフに対し、児童虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を年1回以上実施すること。
- (7) 子供食堂のスタッフは、子供食堂の開催時や配食・宅食の際には、参加者に対し、子供・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。

また、参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、不適切な養育等が疑われる場合や、日常的な見守りの結果等について、必要に応じてニーズに対応した関係機関に共有すること。

なお、児童虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は、子供家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。

- (8) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

3 実施場所

- (1) 10名以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。ただし、配食や宅食の実施場所については、この限りではない。
- (2) 宅食を除き、参加者が立ち寄りやすい場所で実施することが望ましい。良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。

4 衛生管理、食中毒防止、感染防止及び事故防止

- (1) 本事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。
- (2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- (3) 参加する子供の食物アレルギーの有無を確認すること。食物アレルギーに対応することができない場合は、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応すること。
- (4) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防や感染症対策等の衛生管理や、防火には万全を期すこと。
- (5) 事故発生時の対応のため、保険に加入すること。
- (6) 食中毒や事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。

また、発生時には速やかに区市町村に報告するとともに、報告を受けた区市町村は都へ情報提供を行うこと。

1 全体規程

(1) 実施体制

ア 子供又はその保護者（以下「参加者」という。）が1回当たり合わせて10名以上参加できる規模で実施すること。

イ 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること。

ウ 事業の規模に応じて、必要なスタッフ体制を確保すること。

エ 区市町村は、スタッフに対し、児童虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を年1回以上実施すること。

オ スタッフは、実施時には、参加者に対し、子供・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。

また、参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、不適切な養育等が疑われる場合や、日常的な見守りの結果等について、必要に応じてニーズに対応した関係機関に共有すること。

その際、児童虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は、子供家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。

カ 本事業で食事を提供する場合は、原則として子供食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した、栄養バランスのよいものとする。

なお、食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。

キ 本事業で食事を提供する場合は、所在地の区市町村が開催又は関与する、子供食堂や子供・家庭の支援に関わる他の関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること。

連絡会の参加者、開催回数は地域の実情により区市町村が定めるものとする。

ク 本事業で食事を提供し、食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

(2) 実施場所

ア 本事業は、拠点となる場所（以下「拠点」という。）を定めて実施すること。ただし、地域の実情に応じて適当と認められる場合は、各事業を複数の拠点で実施することもできる。複数の拠点で実施する場合は、事業計画を示した上で、都と事前に協議すること。

イ 本事業で食事を提供する場合は、10名以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。ただし、配食や宅食の実施場所については、この限りではない。

ウ 宅食を除き、児童館、商店街の空き店舗及び空き家等、子供やその保護者が立ち寄りやすい場所かつ支援に適した場所を選定すること。

エ 良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。

(3) 開所時間

その地域における学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して地域の実情に応じて定めること。

(4) 安全管理

本事業の実施に当たっては、以下に留意すること。

ア 食物アレルギーをはじめとした各種アレルギー情報については、本人や保護者への確認等を通して調査し、利用時の安全管理に努めること。

イ 災害、火災及び突発的な事故等に対して実施施設の安全面を考慮すること。

また、事故発生に備えて必要な各種保険に加入すること。

ウ 本事業で食事を提供する場合は、本事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。

エ 本事業で食事を提供する場合は、食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。また、必要に応じて保健所からの指導・監督を求めること。

オ 本事業で食事を提供する場合は、参加する子供の食物アレルギーに関する調査を必ず実施し、事故防止体制整備を図ること。食物アレルギーに対応することができない場合は、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応すること。

カ 本事業で食事を提供する場合は、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防や感染症対策等の衛生管理や、防火には万全を期すこと。

キ 本事業で食事を提供する場合は、食中毒や事故が発生した時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図ること。

また、発生時には速やかに区市町村に報告するとともに、報告を受けた区市町村は都へ情報提供を行うこと。

(5) 関係機関との連携

本事業の円滑な実施に当たっては、区市町村は、事業者との間で定期的に情報共有を行う、支援が必要な家庭へ本事業の利用を勧奨する、学校や学童クラブ等の終了後に本事業の利用へつなぐ等、地域の実情に応じた方法により、事業者と連携して子供や家庭を支援すること。

(6) 施設要件

本事業の実施に当たっては、事業内容に応じて次の拠点及び施設を整備すること。

- ア 居場所事業を実施する子供や保護者の拠点
- イ 学習支援事業実施場所
- ウ 食事の調理等を行う設備
- エ SNSやICT機器等を活用したオンライン上でのコミュニケーション環境
- オ 体験活動や交流等を提供するための場所（施設内で実施する場合）

(7) その他

本事業の内容について疑義が生じた場合は、都と協議の上、別途定めることとする。

2 居場所の提供事業

(1) 目的

孤立しがちな子供やその保護者に対して、食事の提供等、子供や保護者同士の交流の場を創設及び提供し、互いに支え合うネットワークの形成を図ることを目的とする。

(2) 対象

就学前児童からおおむね18歳までの子供とその保護者

(3) 事業内容

くつろぎの場としての居場所や会食の場所の提供を実施すること。

(4) 実施回数

原則として、週1回以上実施すること。食事を提供する場合は、原則として、週に1回以上、会食形式で開催又は配食・宅食を実施すること。ただし、少なくとも月に1回以上は会食形式で開催すること。

(5) 留意事項

各事業の実施スペースとは分けて、居場所の提供事業を実施するよう努めること。特に子供に対する学習支援事業とは実施のスペースを分けて実施すること。その際、時間帯で利用を分けるといった運用をすることができる。

3 子供に対する学習支援事業

(1) 目的

全ての子供が生活環境に左右されることなく、等しく学習をする機会を確保するため、日常学習の機会を提供する支援を実施し、子供の学習習慣の確立と学習意欲の向上を図ることを目的とする。

(2) 対象

おおむね6歳から18歳までの子供

(3) 事業内容

以下の事業を実施するものとする。

- ア 子供が自主的に学習を行う拠点を整備し、自主学習の支援を行うこと。

イ アに規定する学習支援に加えて週1回以上、ボランティア等を用いた講義形式、個別指導形式等の学習支援を行うこと。

(4) 実施回数

原則、週1回、(3)イを2時間以上実施すること。

(5) 留意事項

ア 利用対象の子供がおおむね6歳から18歳までと幅が広く、そのため学習到達度等も利用者ごとに大きく異なる。そのため事業実施に当たっては、利用者別のケースファイルに長期的な学習到達度を記載するなどして、可能な限り計画的な学習支援を行うこと。

イ 子供が学習に専念できるよう、静かな環境作りに努めること。

ウ 高等学校等の進学に必要な公的支援についても、必要に応じて情報提供や保護者からの相談に応じること。

エ 本要綱第3条(2)アの事業を実施すること。

4 長期休暇時等食事提供事業

(1) 目的

学校給食が無い夏休みをはじめとした長期休暇時等に子供に対して昼食又は朝食を提供することで、子供の生活環境の安定化を目的とする。

(2) 対象

別紙2「2(2)対象」に準ずることとする。

(3) 事業内容

栄養バランスが取れた食事を、夏休みをはじめとした長期休暇等の昼食の時間帯（おおむね午前11時から午後2時までの時間をいう。）又は朝食の時間帯（おおむね午前7時から午前10時までの時間をいう。）に週1回以上提供すること。ただし、地域の実情に応じて食事提供の時間を変更することができる。

(4) 留意事項

別紙2「1(4)安全管理」に準ずることとする。

5 オンラインを活用した居場所参加促進事業

(1) 目的

SNSやオンライン会議ツール等のオンライン空間における緩やかなコミュニケーションをきっかけとして、子供や保護者を拠点における支援につなげることを目的とする。

(2) 対象

別紙2「2(2)対象」に準ずることとする。

(3) 事業内容

ア 子供やその保護者が気軽に参加することができる新たな「居場所」として、S

ＮＳやＩＣＴ機器等を活用したオンライン上のコミュニティを設置・運営し、参加者同士の交流の場の提供や相談支援等を行うこと。

ただし、対象者によっては、状況を知られることを望まない場合があることから、容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、対象者に配慮した仕組みを講じること。

設置・運営にあたっては、ＳＮＳやＩＣＴ機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本取組の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。

イ 原則、月１回以上、定期的に参加者同士の交流の場の提供や相談支援等を行うこと。

ウ 取組を通じて把握した家庭の生活状況等を踏まえ、必要に応じて拠点への来所を勧奨し、対面での学習支援や食事提供等による支援につなげること。

(4) 留意事項

複数の区市町村が合同で実施することも可能とするが、いずれの区市町村においても、本要綱第３条（２）アの事業を実施すること。

合同で実施する場合に係る経費については、代表する１区市町村に対してのみ補助するものとする。

6 体験・交流の提供事業

(1) 目的

子供に将来像を考える機会や、様々な体験機会を提供することを目的とする。

(2) 対象

別紙２「２（２）対象」に準ずることとする。

(3) 事業内容

子供が多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や、地域における様々な場所等を活用して、屋外活動等様々な体験・遊びの機会（プレーパークなど）の提供を行うこと。

(4) 留意事項

ア 都に実施計画書及び実施報告書を提出すること。

イ 実施にあたっては、適切な安全対策を講じること。

ウ 実施内容に応じて、参加者や職員等の事故等に備え必要な保険に加入すること。

エ 食品を扱う場合、食事の提供を行う場合は、別紙２「１（４）安全管理」に準ずることとする。

1 全体規程

(1) 職員体制

本事業の実施に当たっては、原則として常勤職員を2名、非常勤職員を2名配置すること。ただし、地域の実情に応じて適当と認められる場合は上記の限りでない。いずれの場合も、要綱第3条に規定する各実施事業を統括する責任者を配置した上で、地域の実情に合わせて、適正な職員数を配置すること。

また、要綱第3条(3)イに規定する親に対する養育支援事業において、保護者との面接及び育児相談を実施する者は、社会福祉士や保健師等の資格を有する者又は子供の相談援助活動の実務経験が豊富な者が行うこと。

(2) 実施体制

初回来所した子供及びその保護者に対して、名簿を作成するとともに、緊急連絡先のほか、必要な事項を記載したケースファイル等を作成の上、子供の状況把握を行うこと。

また、より適切な他の関係機関への支援につなげることができるよう、実施体制を構築すること。その際、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は子供家庭支援センター等に対して通告を行うこと。

(3) 実施場所

本事業は、拠点となる場所（以下「拠点」という。）を定めて実施すること。ただし、地域の実情に応じて適当と認められる場合は、各事業を複数の拠点で実施することもできる。複数の拠点で実施する場合は、事業計画を示した上で、都と事前に協議すること。

児童館、商店街の空き店舗及び空き家等、子供やその保護者が立ち寄りやすい場所かつ支援に適した場所を選定すること。

(4) 開所時間

その地域における学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して地域の実情に応じて定めること。

(5) 利用定員

利用者の定員については、おおむね20名程度とすること。

また、地域の実情に応じて、効果的な支援が行える範囲内で、実施主体において、20名より多く設定することができる。ただし、最低15名以上の利用定員は確保すること。

(6) 安全管理

本事業の実施に当たっては、以下に留意すること。

ア 利用者の帰宅時の安全管理については、拠点からの帰宅時の送迎の有無等を事前に保護者と書面で取決めをした上で、安全体制を確保すること。

イ 食物アレルギーをはじめとした各種アレルギー情報については、本人や保護者へ

の確認等を通して調査し、利用時の安全管理に努めること。

ウ 災害、火災及び突発的な事故等に対して実施施設の安全面を考慮すること。

また、事故発生に備えて必要な各種保険に加入すること。

(7) 関係機関との連携

本事業の円滑な実施に当たっては、学校、子供家庭支援センター、児童相談所及び福祉事務所等の公的機関との連携が不可欠なため、各関係機関とは情報共有体制を築くこと。

(8) 施設要件

本事業の実施に当たっては、事業内容に応じて次の拠点及び施設を整備すること。

ア 居場所事業を実施する子供や保護者の拠点

イ 養育相談を行う面談スペース

ウ 学習支援事業実施場所

エ 食事の調理等を行う設備

オ SNSやICT機器等を活用したオンライン上でのコミュニケーション環境

カ 体験活動・交流等を提供するための場所（施設内で実施する場合）

(9) その他

本事業の内容について疑義が生じた場合は、都と協議の上、別途定めることとする。

また、本事業を実施する際は、事業計画書を提出した上で、都と事前に協議すること。

2 居場所の提供事業

(1) 目的

孤立しがちな子供やその保護者に対して、食事の提供等、子供や保護者同士の交流の場を創設及び提供し、互いに支え合うネットワークの形成を図ることを目的とする。

(2) 対象

就学前児童からおおむね18歳までの子供とその保護者

(3) 事業内容

くつろぎの場としての居場所の提供を実施し、来所する子供やその保護者が互いの悩みを相談する場を提供する専用スペースを設けること。

(4) 実施回数

原則として、平日週2回以上（土曜日及び日曜日の場合は、週1回以上）実施すること。

(5) 留意事項

各事業の実施スペースとは分けて、居場所の提供事業を実施するよう努めること。特に子供に対する学習支援事業とは実施のスペースを分けて実施すること。その際、

時間帯で利用を分けるといった運用をすることができる。

3 親に対する養育支援事業

(1) 目的

保護者が子供を養育していく際に必要な知識や公的支援の情報提供を行い、保護者が抱える問題に寄り添い、子供に対する適切な養育の推進を図ること。

また、かつて子供家庭支援センター等の公的機関から支援を受けた家庭に対して、相談・支援を行い、公的機関利用後のフォローを行うことで、包括的な保護者支援を実施することを目的とする。

(2) 対象

子供の養育に対して相談、援助を希望する保護者又は過去に子供家庭支援センター等の公的機関から何らかの支援を受け、今後も継続的な支援が必要と判断された保護者とする。

(3) 事業内容

ア 子供の養育に必要な知識や公的支援の情報提供、保護者からの養育相談に応じること。

イ 子供家庭支援センター等から相談歴の情報があつた場合は、その保護者に対して、子供家庭支援センター等と連携して見守り支援を行うこと。

ウ 他の公的支援機関を利用した支援が望ましいと判断した場合は、関係機関と連携して適切な支援へ保護者をつなげていくこと。

(4) 留意事項

ア 保護者への相談支援は拠点で行うことが基本であるが、地域の実情に応じて保護者の住居等へ訪問し、現地での相談援助も同時に行うことが望ましい。

イ 保護者への相談業務を行う際には、相談者のプライバシーが保護されるよう配慮すること。

4 子供に対する学習支援事業

(1) 目的

全ての子供が生活環境に左右されることなく、等しく学習をする機会を確保するため、日常学習の機会を提供する支援を実施し、子供の学習習慣の確立と学習意欲の向上を図ることを目的とする。

(2) 対象

おおむね6歳から18歳までの子供

(3) 事業内容

以下の事業を実施するものとする。

ア 子供が自主的に学習を行う拠点を整備し、自主学習の支援を行うこと。

イ アに規定する学習支援に加えて週1回以上、ボランティア等を用いた講義形式、

個別指導形式等の学習支援を行うこと。

(4) 実施回数

原則、週1回、(3)イを2時間以上実施すること。

(5) 留意事項

ア 利用対象の子供がおおむね6歳から18歳までと幅が広く、そのため学習到達度等も利用者ごとに大きく異なる。そのため事業実施に当たっては、利用者別のケースファイルに長期的な学習到達度を記載するなどして、可能な限り計画的な学習支援を行うこと。

イ 子供が学習に専念できるよう、静かな環境作りに努めること。

ウ 高等学校等の進学に必要な公的支援についても、必要に応じて情報提供や保護者からの相談に応じること。

5 食事提供等の生活支援事業

(1) 目的

家庭の経済状況や保護者の養育状況といった様々な理由により、日常の生活を送る上で支障を来している子供に対して、栄養バランスの取れた食事の提供等の生活支援を実施し、基本的な子供の生活習慣の形成及び向上を図ることを目的とする。

(2) 対象

就学前児童からおおむね18歳までの子供

また、その保護者を対象とすることも可能とする。

(3) 事業内容

ア 食事の提供

イ 生活習慣向上に資する取組

(4) 実施方法

ア 原則、拠点で調理した食事を夕食の時間帯（おおむね午後5時から午後8時までの時間をいう。）に週1回以上提供すること。

地域の実情に応じて食事提供の時間を変更することができる。その場合は都と協議すること。

イ 調理による食事提供をしない日においても、仕出し弁当の提供又は軽食の提供を行うことが望ましい。

ウ 多様な文化に触れることで学習に対する意欲を涵養するため、文化芸術施設への訪問及び地域の文化的な取組に参加するよう支援すること。

また、長期休暇時にはデイキャンプ等の課外活動にも積極的に参加するよう努めること。

エ 食材はフードバンクと連携して調達することが望ましい。

(5) 留意事項

ア 食事の提供に際して、行政機関への届出や許可が必要な場合は遅滞なく行うこ

と。

イ 届出や許可が不要な場合においても食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づき、万全な衛生管理体制を構築すること。

また、必要に応じて保健所からの指導・監督を求めること。

ウ 食事提供の際、食物アレルギーに関する調査を必ず実施し、事故防止の体制整備を図ること。

エ 食事提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情及び本事業の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

6 ブランチ運営事業

（1）目的

拠点から離れた位置の子供食堂（以下「ブランチ」という。）に対して職員が巡回することにより、要支援家庭に必要な支援につなげることを目的とする。

（2）対象

別紙3「5（2）対象」に準ずることとする。

（3）事業内容

別紙3「5（3）ア」に準ずることとする。

（4）実施方法

ア 原則、ブランチで調理した食事を夕食の時間帯（おおむね午後5時から午後8時までの時間をいう。）に提供すること。ただし、地域の実情に応じて食事提供の時間を変更することができる。その場合は都と協議すること。

イ 職員は定期的（おおむね1か月に1度）に巡回し、支援を要する子供及びその保護者の情報を把握すること。

また、子供及びその保護者が他の適切な支援を要する場合は遅滞なく関係機関につなげること。

（5）留意事項

別紙3「5（5）留意事項」に準ずることとする。

7 長期休暇時等食事提供事業

（1）目的

学校給食が無い夏休みをはじめとした長期休暇時等に子供に対して昼食又は朝食を提供することで、子供の生活環境の安定化を目的とする。

（2）対象

別紙3「5（2）対象」に準ずることとする。

（3）事業内容

拠点又はブランチで栄養バランスが取れた食事を、夏休みをはじめとした長期休暇等の昼食の時間帯（おおむね午前11時から午後2時までの時間をいう。）又は朝食

の時間帯（おおむね午前7時から午前10時までの時間をいう。）に週1回以上提供すること。ただし、地域の実情に応じて食事提供の時間を変更することができる。

なお、本事業の実施日においては、いずれの場合でも別紙3「5（3）ア」又は別紙3「6（3）」に記載の事業を実施していること。

（4）留意事項

別紙3「5（5）留意事項」に準ずることとする。

8 オンラインを活用した居場所参加促進事業

（1）目的

SNSやオンライン会議ツール等のオンライン空間における緩やかなコミュニケーションをきっかけとして、子供や保護者を拠点における支援につなげることを目的とする。

（2）対象

別紙3「2（2）対象」に準ずることとする。

（3）事業内容

ア 子供やその保護者が気軽に参加することができる新たな「居場所」として、SNSやICT機器等を活用したオンライン上のコミュニティを設置・運営し、参加者同士の交流の場の提供や相談支援等を行うこと。

ただし、対象者によっては、状況を知られることを望まない場合があることから、容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、対象者に配慮した仕組みを講じること。

設置・運営にあたっては、SNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本取組の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。

イ 原則、月1回以上、定期的に参加者同士の交流の場の提供や相談支援等を行うこと。

ウ 取組を通じて把握した家庭の生活状況等を踏まえ、必要に応じて拠点への来所を勧奨し、対面での学習支援や食事提供等による支援につなげること。

（4）留意事項

複数の区市町村が合同で実施することも可能とするが、いずれの区市町村においても、本要綱第3条（3）のア及びイの事業並びにウ、エ又はクの一つ以上の事業を実施すること。

合同で実施する場合に係る経費については、代表する1区市町村に対してのみ補助するものとする。

9 体験・交流の提供事業

（1）目的

子供に将来像を考える機会や、様々な体験機会を提供することを目的とする。

(2) 対象

別紙3「2(2) 対象」に準ずることとする。

(3) 事業内容

子供が多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や、地域における様々な場所等を活用して、屋外活動等様々な体験・遊びの機会（プレーパークなど）の提供を行うこと。

(4) 留意事項

ア 都に実施計画書及び実施報告書を提出すること。

イ 実施にあたっては、適切な安全対策を講じること。

ウ 実施内容に応じて、参加者や職員等の事故等に備え必要な保険に加入すること。

エ 食品を扱う場合、食事の提供を行う場合は、別紙2「1(4) 安全管理」に準ずることとする。